

第3回 日進市障害者基本計画等策定・評価委員会 議事録

日 時 平成23年11月11日(金) 午後1時30分～午後3時15分
場 所 日進市中央福祉センター 2階集会室

出席者 <委員>川井 直博(委員長)、谷口節子、松永 敏子、河合 美夕紀
村瀬 公一、石川 博夫、神谷 昌典、小野田 笑子、
鈴木 重行
<事務局>福祉部：加藤部長、山中次長
福祉課：松田課長、加藤課長補佐、小出係長

欠席者 石垣 儀郎(副委員長)、佐野 龍司

傍聴の可否 可
傍聴の有無 なし

委員会次第 1 あいさつ
2 議事
(1) 第3期日進市障害福祉計画(素案)について
3 その他

事務局 ただいまから、平成23年度第3回日進市障害者基本計等策定・評価委員会を開催します。

今日は、石垣委員、佐野委員がご都合により欠席との連絡が入っております。委員11名のうち、9名の方が出席されておりますので、半数以上の出席により、本委員会の設置要綱第6条第2項において本日の委員会は成立いたします

それでは、はじめに川井委員長より ご挨拶をお願いします。

委員長 あいさつ

事務局 ありがとうございます。

議事に入る前に、本日の会議資料について 確認したいと思います。事前に配布しました資料ですが、

- ・ 第3期日進市障害福祉計画（素案）
- ・ 「日進市障害福祉計画」の策定にあたってのアンケート調査報告書 になります。

また、当日配布資料が、

- ・ 障害福祉計画 正誤表
- ・ 障害福祉計画についての本県の考え方 になります。

足りない方がございましたら、事務局へ声をかけていただければと思います。それでは、この後の議事につきましては、川井委員長に取り回しをお願いいたします。

委員長 議事に入る前に、本日の会議の傍聴はありません。

それでは、議事に入ります。

2（1）第3期日進市障害者福祉計画（素案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第1章から第3章まで説明

委員長 ただいま、第1章から第3章までを説明していただきました。第1章は「計画策定にあたって」、第2章は「基本理念」、第3章は「障害のある人の状況と将来推計」をまとめたものですが、かなりのボリュームがありますので、章ごとに意見等をうかがっていきたいと思います。それでは、第1章について、意見や質問等はございますか。

委員 1ページ目、障害福祉計画というのは、国と地方自治体が責任を持って財源を確保しながら行うことになっているが、日進市でこれをやるので国は関係ないような気がします。ということは、日進に対して国は国

の対応の仕方があるのですよね。そうすると、「国や県の指針を踏まえ」とは、このあたりの表現がおかしいのかなと思っていたのです。今の上的ことだと、国も資金源のことについて云々。国は結局日進ではどのような対応の仕方をしていくのかということになっていくと思うのです。そのへんがこの表現でいいのかと思ったのです。国は関係ないような気がします。日進市がどうするのか。それを国はどうするのか。国への支援を受けて云々とか、そういう形になるのかと思ったのですけど、2点目は1番下のほうですけど、国や県の指針を踏まえて日進市としてやっていく。これは非常にいいことだと思います。これが本来のあり方だと思います。財政面のことについても、そういうような表現の仕方が妥当じゃないかと思っていたのですけど。その点の国のもの見方はいろいろあると思うものですから。特に担当しているみなさんはどう思われるかということですか。

事務局　この計画は、自立支援法に基づいて策定をしているものです。自立支援法に基づくサービスは、基本的には国が定めているサービスになります。国が提供するサービスの量を、国レベルで確保していくために、日進市も策定しているもので、こちらの記載に関しては、国のほうも将来推計を見て財源を確保していくものになります。負担割合としては、3/4が国と県で負担し、1/4が市町村負担になります。国だけではなく、日進市もサービスを提供していくために、財源の確保が必要になってきますから、同じような位置づけで国と地方自治体が責任を持つという形になっているものです。

委員長　財源負担の部分で、地方自治体の財源を勘案しないといけないので、地方自治体という表現になっているということですか。

事務局　そういうことです。

委員　日進市の計画と言ったときに、国の施策や補助に基づいて日進市はやっていく、そういう財源のこともそうですよね。国がこれだけ援助してくれるのだと、日進は日進でこれだけのお金を持ってやっていくのだよと、そのへんの表現の仕方が、いいのかいけないのか疑問に思ったものですから、お尋ねしたわけです。国もそれなりの費用は持って。だけど、日進市がこうやらなきゃいけないということは、国が考えている以上に財源的には補助してもらえないでしょう。日進市が国以上のことを考えてやっていこうとしているときは、日進市の負担率が4分の3より増える可能性がいくらでもあるものだから、基本的には1番最後の指針を踏まえてやる。しかし、より現実的な部分は日進市が日進市民だけを並べてものを決めるのだから、国全体の平均的なものとは違うということが出てくる気がします。財源のことは日進市は日進市で財源を立てる。国は国で当然やる。それは法的な部分もあり、国の指針でもあるものだから、そのものに基づいたものは受ける。結局、国の援助に基づいて、日

進も日進なりの市民に合ったものを考えていくものだという財源の面もそうであってもいいのじゃないかと、1番最後に同じような表現の仕方であるといいのじゃないかなと思ったので、発言させていただきましたが、そう問題にするところでもありません。

委員長 結局、この表現は今は並列に書いてあるけれども、国や県との関連で1番下のような書き方が、ここはできたらいいのじゃないかということですか。

委員 法に基づいて、日進市が責任を持って財源を確保する。そういうことになったのだと思う。国や県は援助する立場のところだと考えます。

事務局 自立支援法に基づく法定サービスというものは、これはどちらかという義務的経費なものですから、法律で必ず給付しなければならないという内容のサービスになります。それを利用者が使われた場合は、財源負担を国、県、市町村でそれぞれ負担するようなシステムになるものです。

事務局 障害者自立支援法で、障害者の福祉サービスはご存知のように、国、県、市が双方に責任を持って、1/2、1/4、1/4の財源確保をしていきますというのが上段に書いてあり、下のところの指針については、国や県の指針を踏まえて市町村の実態に合ったものをこの計画に盛り込んでいくということです。財源については、自立支援給付については法律で負担が明記されていますので、国や自治体の責任に基づいて確保するというのが中段に書かれています。

委員長 要するに表現の仕方がちょっと分かりにくい。国や県から指針が示され、財源もそれに基づいて確保される。国が1/2で県が1/4、市が1/4で確保されて実施されているものですね。

事務局 それは負担金ということで義務付けられているものなのです。

委員長 法律で決まっているわけですね。書き方としてはこれでいいと思います。表現的には、施策については国や県の指針に外れてはいけないので、これに沿ってやっていく。財源は法律で決められている形で国と県と市が負担すると書いてあります。

事務局 石川委員の意見ですけれども、この中段の説明文が、国が障害福祉計画というのはいくような位置づけで考えているということを示しています。日進市としては当然最後のところで国、県の方針を踏まえて日進市でやっていきますということが、この方針の内容です。中段は、日進の方針というよりは、法律の枠組みとして障害福祉計画はいくような目的のものであるという説明になっていますので、もう少し法律なり国の説明文

を見させてもらって、若干変えられる要素があればそちらを確認して、必要に応じて修正を考えさせていただきたいと思います。

委員長 石川委員の指摘は今の話で、中段には国のほうの立場で書かれており、下は市の立場で書かれていて立場が違うということです。分かりにくい表現になっているので、もう一度、事務局のほうで検討していただいて、改善できる部分があれば改善していただきたいと思います。よろしいですか。

委員長 第1章のほうは、これ以外で何かありますか。よろしいですか。それでは、第2章に移ります。意見、質問等はありませんか。

委員 6ページの相談支援のところの基本相談支援という言葉や、他の相談支援、計画相談支援は、どういう違いがありますか。

事務局 最初に説明すればよかったです。それぞれの言葉にアスタリスクがついた言葉については、後ろの用語解説で説明を入れております。

委員長 49ページから55ページに渡って用語解説があります。

委員 当日配布資料の正誤表の2ページ目のところに、機能イメージというものがありますが、私としては非常に分かりやすいと思います。これは、最終的には基幹相談センターへ第一報が入り、相談内容が振り分けられるということですか。

事務局 相談内容によって、より必要な専門機関に紹介とか調整をさせていただくというのがこちらの基幹相談支援センターになります。1つの相談ということではなく、相談者によって、幾つもの使うサービスや支援とかがあるので、いわゆるコーディネート的なことをやるのもこのことになるというものです。

委員 例えば何かの問題があったときに、障害者が相談に行ける所は基幹相談支援センターへ行けばいいということですか。

事務局 そうです。相談のワンストップの窓口になって各機関と繋げていく軸になる部分が、基幹相談支援センターになるというものです。

委員長 他に第2章のほうは、よろしいですか。それでは第3章に移ります。意見、質問等はありませんか。

委員 精神障害のある人について平均17.09%の増加で、理由が書いてありますが、他の障害種別と比べると数字が高くなっています。17.09%という数字に驚いたわけですけど、そのあたりを説明していただ

ければと思います。

事務局　　今まで精神障害の方の認定を受けている人数自体決して多くなく、当然分母が小さいと数人増えるだけでパーセンテージの伸び率が高いことがあります。知的障害と精神障害の数はそれほど変わらないのですが、障害という認識でなかった方が病院にかかったりとか、いろんな相談に繋がることによって掘り起こされてきており、知的障害の方と比べるとかなり高い伸び率になっているというのが現状です。ある程度の数字まで伸びれば、この数字で伸び続けるということはないものと考えます。ですから、今やっと精神障害の方の社会的な認知が進んできたと考えています。

委員　　そうすると、知的障害とか発達障害とかそういうような人がさらに細かく専門的になったことにより数字が増えてきたんですか。

事務局　　発達障害の方に関しては、これから増え続けるだろうということは考えられます。

委員長　　最近、精神障害のほうは、いろんな支援が増えていて認定される方が増えているのですね。少し人数が増えると高い数字になってしまう。ここ数年見るとそういう支援が広がってきて、認定される人が増えている状況ですが、ある程度の状況に至ると、数字的には落ち着いてくるだろうということですね。

身体障害のほうは、我々みたいな年寄りがだんだん増えてくるじゃないですか。

事務局　　身体障害の3.31%という数字は、実際の全体の人口の伸びに比べると倍の伸びになります。これに関しては高齢化に基づく身体障害の取得というのが大きな要因だと思います。今、日進の状況は人口の伸びより全体的に障害者の伸びが高い状況になっています。

委員　　私も調べてみたのですが、日進の精神障害者の手帳を持っている人の数がえらく少ないなと思ったのです。全国で手帳を持っている人の取得率というのが出ていて、古いデータですけど、平成19年で人口10万人あたり437人だったのです。これに当てはめると、日進の人口が8万人だったら350人になります。なので、24年のときにだいたいこの数字だと思うのですが、この437.1という数もこれは19年度なので、23年度はもっと増えているかもしれません。取得率は全国よりは低いなと思ったのです。ただ、豊明や瀬戸を調べてみたらだいたいこんな数でした。日進だけが低いというわけではなく、このあたりはみんな同じようなものだったのですが、全国平均からいくと少ないので、やっぱりこれくらいあってもいいかと思いました。

もう一つ質問したかったのは、今日出た資料に書いてあったので説明

していただきたいと思うのですが、前回渡された資料には、長期に入院している精神障害の人が、地域移行する人の数が出ていたんですけど、今回は出ていなかったのです。これが今日の当日配布資料の2ページ目書いてあるので、説明していただきたいと思います。

委員長 第1期の計画には載っていたが、第2期の計画には載っていないことはなぜか、ということですね。

事務局 第2期のときに載せなかった理由というのは、国や県が求めている基本的なフォーマットの表があり、そのフォーマットの表をそのまま転記しています。第1期から第2期のときに、国のフォーマット自体が変わったと思われれます。第3期についても国に示されたフォーマットのほうが、その表記がないものですから、こういう形になっています。

逆に前回なかった5番の共同生活援助とか共同生活介護の整備見込みが今回新しく入ってきたりして、国の示しているフォーマットの表記によって変わってきます。

委員長 今のご質問で、第3期の素案には載っていないので、載せたほうが良いということですか。

委員 今日いただいた資料によると、考えるとか書いてあります。

事務局 第2期の入院中の精神患者の地域移行に関して、国のほうで数値の算定方法が明示されていない状態なので抜いてあります。国のほうから表記の明示の指示があれば載せていくような形になるかと思えます。今の時点では、後日示すということでまだできていない状況です。

委員長 すると、第3期の計画のほうでは、今おっしゃった精神障害の方が地域生活へ移行していくデータを載せることに意味があるというか、載せる必要性が、載せることによって福祉計画策定のほうに役に立つのかということなのですね。それがあつたほうがより分かりやすいのか、こういうのもあつたらなという計画を立てないといけないのか、そのへんのごことはどうでしょうか。

事務局 目標数値のほうは県が示された時点で、それも載せる予定ではいますが、まだ、いつになるか分からない状態です。当日資料の県の考え方のところ、必要と考えられる施策の中でグループホームの推進とか、地域の広報活動についての支援とか、そういうものの事業に加味して数字が推計されています。具体的に何人とかはまだ示されていないんですけど、個別の事業の方向ではそういう地域移行の数字を加味したものがここにあります。

委員長 県のほうも検討中で、とりあえず今分かっている部分だけ記載してあ

りますよということですね。

事務局　　そういうことです。

委員長　　第3章のところで、他はよろしいですか。
それでは、第4章の説明をお願いします。

事務局　　第4章の説明

委員長　　ありがとうございます。
それでは、第4章について意見、質問等はありませんか。

委員長　　18ページの重度障害者等包括支援ですが、これについて具体的にどんな支援なのですか。例えば居宅介護とか重度訪問介護とかいろいろありますが、最後の用語のところで見ると包括的に行うと書いてあるだけです。何を包括的に行うのかよく分かりません。20ページのほうで、重度障害者包括支援については、サービス内容の周知を進めていく、内容がよく分からないのに周知が進められるのか。何を具体的に包括的に行うのか。ゼロになるのはもっともだなと思うのですが、どんなサービスなのかよく分かりません。

事務局　　それに関しては、そもそも対象がかなり限られた、重い障害の方で、そのサービスが利用できる方の条件が限られています。ただ、対象がいる方がお見えになったときに使えるように支援をしていくという趣旨で啓発をしているものになります。

委員長　　特に寝たきりの方などや筋ジストロフィーの方でほとんど動けなくて、寝たきりでカテーテルをやっている方がみえるのですけれども、そういう方の支援について伺いたいのですが。

事務局　　重度障害者包括支援とは、重度の障害者に対し居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および旧法施設支援、こういったサービスを組み合わせてその人の生活を支援していくというサービスになりますので、今おっしゃられた筋ジストロフィーの方とかが対象になるということです。今日進で提供できる事業所が限られてくるので、今の時点で提供できる情報もないですし、希望者も限られているので今はサービス利用見込がゼロという状況になっています。

委員長　　第4章のところで他はよろしいですか。
それでは第5章の説明をお願いします。

事務局　　第5章の説明

委員長 第5章について意見、質問等がありますか。
ここは今後の施策の推進ということになります。よろしいですか。それでは、全体を通して何かありましたら、ご発言願います。

委員長 関係ないかもしれませんが、以前から、特に障害のあるお子さんの預かり施設について、40ページに書いてありますが、その他の事業として、障害のある子どもの夏休み等における対策が課題であり、障害のある子どもが夏休み等においてスポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動等に親しめる機会の提供を支援するなど書いてあります。保護者から見ると家に夏休みの40日いると、家の方はどこかへ行ったりとか大変ですので、障害の重い方は1日中世話をしなければいけない。常時ではなく日中短期的に預かってもらえる所があるとありがたいというご意見が多く、できるところで葬式など緊急の事があったときに預かってもらえることも考えてという話はありませんでしたが、そういうことは具体的に進んでいるんですか。

事務局 まず、この夏休みにおける対策に関しては、自立支援協議会の専門部会の子ども部会で検討しております。親御さんのニーズとして、例えば仕事など、通常学校に通っている期間で自宅に障害のお子さんがあることで働けないというご意見と、もう1つ、ずっと家にいて行き場がないというか、遊びに行かせる機会がないという2つの要素があり整理しております。

行き場の話に関しては、今回、放課後等デイサービスという新たな法律の枠組みで出てきて、いわゆる放課後の行き場所の整備というところを国自体も進め始めているということで、そちらの児童デイサービスの転換および日中一時支援事業とかを利用して受け入れ先の確保というのは当然行政のほうでも進めていく必要があると考えています。もう1つの地域のお子さんと交流する機会というか、夏休み中の行き場のところですね、そこが何も今の時点でサービス提供される機会がないというのが、子ども部会で意見があり検討してございました。今回こちらの部会のメンバーが中心となって実行委員会方式で今年の夏にお祭りだとかイベントを行いました。前回の調査のときにも地域の子ども達とふれあうような機会を作ってほしいというニーズが多いというアンケート調査の結果も出ていましたが、かなり好評だった部分もあって、夏休み中に自宅にずっといるのではなくて、少しイベントなどで外へ行く機会を作り出せる支援ができないかということで、そういった機会を提供する場合にいくらかの助成をするような制度を作っていくかということで予算の計上を働きかけています。

それとは別に、緊急時の一時預かりのところは、今予算の計上しております。こちらに関しては日ごろ関わっている事業所など、通常はショートステイを利用させていただくんですが、ショートステイをどうしても利用できない場合に、身近な事業所のほうで受け入れが可能であるの

であれば、そこに対して行政が通常であればお金が出ないものを支援するような制度が作れないかということで、担当課として予算要求しているところです。

委員 第5章の最後のところで、ボランティアについて、学生とか地域の方々にボランティアを募って、できるだけ障害のある方を支えていくというような話がありましたが、実際に今のところ学生や地域の方々のボランティアの状況というのはどうなっているのでしょうか。

委員 同じことを質問しようと思っていたのですが、先ほど言われた時間外、インフォーマルサービスの面が必要だと思うのです。ただ、問題は4番人材育成支援の強化・充実の項目と、5番のインフォーマルサービスの促進で具体的なものはあるのですか。

事務局 まず、ボランティアに関しては、今いろんな団体がボランティアの支援をやっている状況ですが、新しい方が支援の枠に入っていく機会がなかなかありません。同じ方がずっとやっている状況で、そのへんが1つのジレンマという話を聞いています。そういった中で、今度竹の山にできる障害者福祉センターで人材育成事業を、1つの機能として作っていくことを考えています。特に人材の養成というのは、2つの要素があって、例えば事業所とかのいわゆる専門的な支援をしていた方の資質向上、特に最近の国の通知で、たん吸引が今まで医療行為だったものをヘルパーがやれるようになったりという基準の緩和とかがあるものですから、そのへんの支援もできるような形の養成講座だったり、専門的な知識を得てもらう機会を作っていくと人材の充実がはかれないという要素があります。次に、専門的な人間の方だけで全てのサービスの提供ができるわけではないので、その部分でボランティアの活動が必要になってくるだろうということです。今、中央福祉センターのほうでボランティアセンターが設置されており、そちらのほうでボランティアに登録して活動していただいています。竹の山のほうでこちらと同じことをやっても意味がないので、特に竹の山のほうに関しては、立地的に大学が近いので、特にあちらは大学生の力を地域のほうに取り込める機会、支援ができないかということで、自立支援協議会の権利擁護部会でどういった働きかけをし、どのように学生達が、地域でのボランティアに繋がっていけるのだろうかを今検討しているところです。ですので、具体的にこういう枠組みですぐに支援ができるというところまではまだ行き着いていないのですが、例えば名商大に関しては来年ボランティアの養成の基礎講座というのを学校のメニューの中で開いていただけるような話もスタートしているものですから、そういう機会を通じて、障害のほうのボランティアの支援に関しても、学生の力を取り込むような仕組み作りをこれから進めていきたいというのが今の状況です。

委員長 今はまだボランティアはあまり活用しないということですか。

事務局 今まで活動していただいているボランティアさんについては、引き続き活動していただいております。

事務局 三本木保育園にすくすく園があり、その教室に学生が来て、指導員の手伝いをされている状況もあります。すくすく園に関しては、三本木から竹の山に移転することによって大学が近くなるものですから、さらにそのあたりの交流等も深まってくると思います。

委員長 たぶん椋山なんかでも特別支援教育のそういうのがあるのじゃないですかね。科みたいなの。愛教大にもありますよね。特別支援の科が。よくそういうところに頼むとすごく積極的に来てくれますよ。私もいろいろお願いしてやってもらったことがあります。やはりボランティアの養成の理論と実際に現場へ行ってやってみることと2つありますので、一概に来てもらってやってくださいというのなかなか難しいのではないかと思います、そういう兼ね合いの調整ができればよいと思います。

事務局 来てもらうだけではなくて、北部保育園とか隣の新設校や大学など、出向いていくことも可能になりますので、双方向の交流ができればよいと考えております。

委員長 特に障害のある方の支援は、いろいろ注意事項とか、そのへんを積極的に講座など開いていただけて育成してもらえるといいなと思います。

委員長 他はよろしいですか。

特にないようですので、ここで議題については終了させていただきます。これで本日の議事を終わります。本日は活発なご議論を頂きありがとうございました。

3のその他、について事務局からお願いします。進行を事務局へお返しします。

事務局 その他について、情報提供や報告等させていただきます。

- ・ 竹の山に建設中の障害者福祉センターの進捗状況
- ・ 障害者扶助料について
- ・ 成年後見センターについて

次回の委員会は、2月10日前後を予定しております。日程調整をさせていただきます、会議の開催一ヶ月前には、ご案内できるようにさせていただきます。事務局からの連絡は以上です。

その他、委員の皆様から何かご連絡などございませんか。

それでは、これで、第3回日進市障害者自基本計画等策定・評価委員会を終了します。ありがとうございました。

(午後3時15分閉会)